

守り育てよう みんなの文化財



はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成10年3月13日付けで17件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定し、2件の追加指定を行ないました。その内訳は、建造物4件、美術工芸品8件、無形文化財1件、無形民俗文化財3件、史跡名勝天然記念物1件、文化財環境保全地区1件、また、追加指定の美術工芸品2件となっています。

この冊子では、今回指定等を行なった18件の文化財及び追加指定した2件を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財等の保護のために行なっている事業についても、その一部を紹介しています。

これまで刊行しました15冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成11年3月

表紙写真の説明

ほうりんじさんけいまんだら
法輪寺参詣曼荼羅

16世紀から17世紀にかけて、寺院・神社への参詣誘致を目的に作成された案内絵図を寺社参詣曼荼羅と呼んでいます。

本図は、画面中央部から左上部にかけて法輪寺境内が大きく描かれ、最上部には法輪寺の奥山が配されます。中央下寄り、右から左にながれる大堰川を挟んで、下部には臨川寺伽藍をはじめ対岸の有様が表示されます。全体に東南側から俯瞰する視点で描かれ、構図的にまとまりがある点、地色が薄く金を用いない点から、参詣曼荼羅のなかでは落ち着いた画風を示しています。

法輪寺境内へは、渡月橋を渡った画面中央部の仁王門が入口です。階段を登ればひときわ大きく描かれる^{ひわだぶき}松皮葺、^{いりもやづくり}入母屋造の本堂に至ります。画面には、多数の貴顕衆庶の参詣者が描かれます。童女の姿が目をはきますが、これは13歳の女子が本尊虚空蔵菩薩に参拝すれば、福德智慧が授かるという十三参りの習俗を表しているものと考えられます。また、大堰川上に描かれる舟遊びの一行や筏流しは、当地ならではの風物といえます。

本図は名所嵐山に位置し、人々の信仰を集めた法輪寺の伽藍、参詣の有様を考えるうえだけでなく、当時の嵐山近辺の風俗を視覚的に伝えており、歴史資料として重要です。16世紀の制作。

縦176.2cm 横166.6cm



法輪寺現況（大堰川北岸から望む）

—第16回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

みょうけんじ

妙顕寺 本堂 三菩薩堂 鬼子母神堂 客殿 釈迦堂 鐘楼 表門

妙顕寺は上京区寺ノ内にある日蓮宗寺院です。元亨元年（1321）の開創で、開山は日像（1269～1342）です。元は二条西洞院にありましたが、天正11年（1583）の秀吉による妙顕寺城建設で現在地に移転されました。天明8年（1788）の大火で大きな被害を受け、その後、堂舎の再建や寺地の整備が行なわれました。

境内は、南面して表門を構え、北にのびる参道の先に南面して本堂があり、本堂の東方に三菩薩堂や鬼子母神堂が位置します。

本堂は天保元年（1830）の建立で、桁行7間、梁行7間、正面向拝3間、背面向拝3間と、近世後半の日蓮宗本山本堂の標準的な規模を持ちます。

三菩薩堂は祖師堂にあたる建物で、天明大火の直後に再建され、典型的な祖師堂の平面構成を持ちます。

客殿は京都の日蓮宗寺院中、最大規模の客殿建築で、内部を前後に分け、後方中央を仏間とし、その左右に15畳、前方中央に45畳、左右に27畳の各部屋を配置します。

釈迦堂は境内西北に位置し、主要伽藍から孤立しているため天明大火の類焼を免れ、妙顕寺の仏堂中では最も古いものです。細部の様式手法から、その建立は17世紀前半を降らないもので、洛中に残る数少ない江戸時代初期の建物として重要です。

鐘楼は寛政2年（1790）の上棟で、元は総門の東側にありました。寺ノ内通りに開く表門は、頭貫端に大振りの特徴的な木鼻彫刻を施しています。

このように当寺は、洛中日蓮宗寺院の筆頭とされる寺格をもち、整った伽藍建物群は歴史的にも、文化的にも高く評価できます。

きゅうおかだばし

旧岡田橋

旧岡田橋は、由良川の支流岡田川に架かる石橋で、舞鶴市岡田由里に所在します。京都府が実施した「京都宮津間車道開鑿工事（明治14年～22年度）」に伴い明治19年に建造されたものです。橋長16.9メートル、橋巾＝5.8メートル、弦長＝12.7メートル、矢＝4.3メートルを測り、台形の花崗岩をアーチ型に積み重ねた構造です。

現在、「京都宮津間車道開鑿工事」で建造された石橋で残されているのは、この旧岡田橋と亀岡市の王子橋のみで、明治の土木技術を現代に伝える石橋として歴史的価値は高く、貴重なものです。



指定 妙顕寺本堂 (京都市上京区)



指定 妙顕寺三菩薩堂 (京都市上京区)



指定 妙顕寺客殿 (京都市上京区)



指定 妙顕寺釈迦堂 (京都市上京区)

きゅうひらのけじゅうたくしゅおく
旧平野家住宅主屋

旧平野家住宅は、由良川左岸の大江町北有路に所在します。国道から石段を上がった山麓の高台にあり、主屋は、明治42年の建立で、入母屋造、棧瓦葺、本二階建の建物です。1階は、西側に通り土間を持ち、片側に居室を並べるといふ伝統的な民家の平面形式を基本にして、床や棚、書院を構えた座敷や続き座敷で構成され、正面には式台を構えます。2階は、階高を十分に取った本二階建で、小屋組に洋小屋（キングポストトラス）を採用しています。また、居室部小屋組真東に打ち付けてあった棟札等から、建立年代や、施主が平野家11代当主吉左衛門とその父広泰、大工棟梁が舞鶴の迫田吉蔵であったことが判ります。

当建物は、伝統的な民家形式を基本としながら、洋小屋を採用するなど近代の和風建築としての要素も持ち、一部に数寄屋の意匠や茶室を備えるなど、全体に建築の質が高く、保存状態も良好で、さらに棟札や家相図等から、建築年代、施主等や、屋敷と建物の変遷がわかるという貴重な遺構です。

なお、この建物は平成8年大江町に寄贈されて整備工事が実施され、町の交流促進センターとして地域住民をはじめ多くの人に活用されています。

だいちじ
大智寺 本堂 庫裏 鐘楼堂 山門

大智寺は木津町北部、木津川を挟んで山城町の泉橋寺と向かいあう位置にある真言律宗の寺です。寺伝によれば、開基は大和西大寺2世慈心で、寛文9年（1669）に東福門院の援助により本寂が再興したと伝えます。境内は山門を西に開き、正面に本堂、参道北側に鐘楼堂を置き、その奥側に庫裏を配置する小規模な伽藍構成を持ちます。

本堂は、桁行3間、梁行3間、入母屋造、本瓦葺の建物で、正面に1間の向拝を付け、屋根には寛文9年の銘を持つ鬼瓦が載っています。内部は来迎柱の前に禅宗様須弥壇を置き、本尊（重要文化財木造文殊菩薩坐像）を納める宮殿を安置しています。

庫裏は、西面庇付き、入母屋造、棧瓦葺の建物で、客殿の機能を持たせた部分があり、内部の主室に竹の節欄間を用いるなど、書院風座敷を備えています。一部天保年間に改造されていますが、寛文再興時に建築されたものと考えられます。

鐘楼堂は、方1間、切妻造、本瓦葺で、装飾の少ない簡明な意匠をみせます。切妻造の小さく簡素な造りの山門は、妻面の墓股や、木鼻等の絵様から、寛文期に建立されたと考えられます。

このように、大智寺は、本堂や庫裏など一部は改変されていますが、ほぼ寛文再興時の伽藍を今に伝える建造物群として評価されるものです。



指定 旧岡田橋 (舞鶴市)



指定 旧平野家住宅主屋 (大江町)



指定 旧平野家住宅主屋 座敷 (大江町)



登録 大智寺本堂 (木津町)

＝美術工芸品＝

しほんちゃくしよくぜんしんしやうにんしんらんでんえ
紙本著色善信上人親鸞伝絵 2巻

真宗祖親鸞の生涯を絵巻にあらわした親鸞伝絵は、鎌倉時代後期の永仁3年（1295）に本願寺3世の覚如によってはじめて制作されました。この時の初稿本は今日伝わっていませんが、覚如はその後数度の改定を行い、三重県専修寺の高田本、京都市西本願寺蔵の琳阿本、同東本願寺蔵の康永本など、内容の異なる諸本が今日に伝わっています。

仏光寺に伝来する本伝絵は、上下2巻で、上巻6段下巻8段の14段からなります。上巻の内容は高田本と同一ですが、下巻には、鎌倉幕府の執権北条泰時が行った一切経校合に親鸞が参加、貢献したこと（一切経校合段）が加わることをはじめ、親鸞の伊勢、鹿島参宮など、本伝絵独自の内容を持ち、親鸞の伝記研究上高い価値をもっています。制作年代は室町時代中期と考えられます。

もくぞうしんぞう
木造神像 8軀

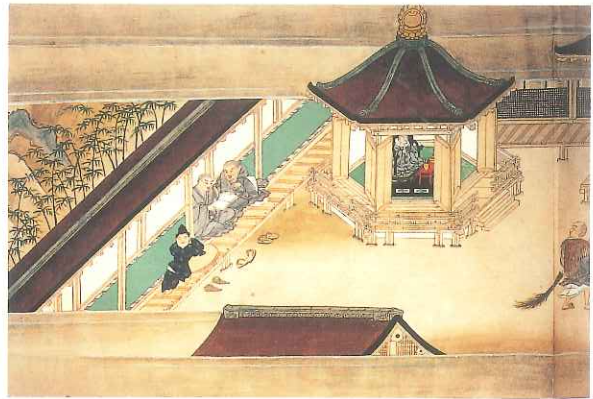
本神像群は、平成3年に石清水八幡宮本殿後方の校倉宝庫から発見されたもので、男神像5軀、女神像2軀、僧形神像1軀からなります。いずれの像もヒノキ材でつくられ、彫眼をあらわし、彩色を施しています。構造は1軀が寄木造であるほかは一本造です。制作年代は平安時代後期（12世紀末）から室町時代にかけてになります。

制作技法をみると、正中矧、小部材を矧寄せる構造や彩色の仕方などは仏像彫刻と同様ですが、不規則な内刳りの仕方などはそれとは異なり、特色あるものとなっています。鎌倉時代の当地域は京都の正統派仏師である院派の精力的な活動がみられたことから、本神像群は、院派仏師とは違った石清水八幡宮に係る仏師の制作になると考えられます。像高47.7cm～17.2cm

こんどうそうおい
金銅装笈 1背

笈は修験者などが仏具、衣服などを入れて背に負う箱です。この笈は、室町時代以降に定形化した四脚式箱形笈で、ヒノキ材を用い、黒漆を塗り、金銅板を張っています。金銅板の飾金具が薄く笈の正面全体を覆うこと、装飾意匠に蓬萊文や龍、蓮池水禽などがみられること、脇扉が付加されていることなどの点から室町時代後期から桃山時代の制作になるものと考えられます。

京都府内に伝来する同形の笈としては、これまで峰山町縁城寺（府指定）、宮津市成相寺（府登録）のものが知られていたに過ぎません。本笈は府内に残る類例少ない修験道の遺品として貴重です。総高85.1cm



指定 紙本著色善信上人親鸞伝絵
（仏光寺 京都市下京区）



指定 木造神像
（石清水八幡宮 八幡市）



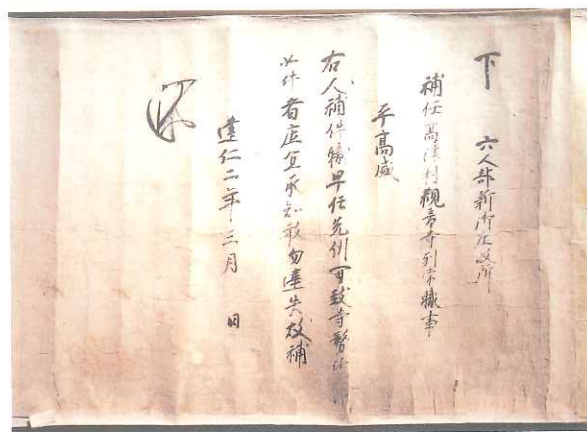
指定 金銅装笈
（知恩院 京都市東山区）

観音寺聖教文書類 2,415点

観音寺は、補陀落山と号し、千手観音像を本尊とする真言宗の古刹です。

聖教類は、密教儀礼の実施に関する作法、次第を記した儀軌や師から弟子へ伝法の証として与えられた印信を中心に、1,883点が伝わります。同寺における宗教活動の具体的内容を窺える史料です。古文書は、鎌倉時代前期の建仁2年(1202)3月に観音寺別当職を補任した某下文を最古として、中世文書29点を含む532点が伝わります。鎌倉時代以降、当寺が観音霊場として保護と崇敬をうけてきたことがしられます。

本聖教文書類は、中世以来の丹波の密教寺院における宗教活動の具体相を研究する上で高い資料価値をもっています。



指定 観音寺聖教文書類(建仁2年3月 某下文)
(観音寺 福知山市)

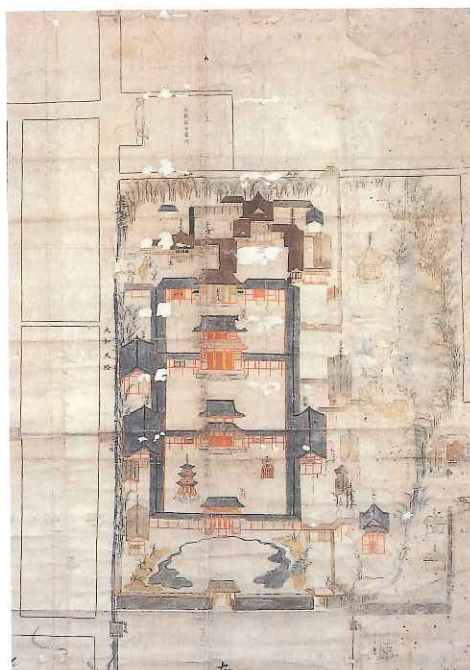
三聖寺伽藍図 1幅

三聖寺はかつて東福寺の北に位置していた臨済宗寺院で、文永4年(1267)に東福寺開山の聖一国師の法嗣である東山湛照が、天台宗寺院を禅院に改めたことに始まります。

図は、上を北として、三聖寺の伽藍及びその境内の内外を描いたものです。中央に描かれる伽藍は、南から北に総門、山門、仏殿、法堂、前方丈、方丈がほぼ一直線に並び、各建物を土間床回廊で繋いでいます。回廊に接して衆寮、僧堂及び庫堂などが、山門と仏殿との間には三重塔、鐘楼が建ち並びます。

本図は、鎌倉建長寺や東福寺に比肩する威容を誇った三聖寺の伽藍の様子をつぶさに知ることができ、鎌倉時代末期から南北朝時代初期に遡る本格的な禅宗寺院の伽藍図の遺例として貴重です。

縦156.3cm 横122.2cm



指定 三聖寺伽藍図 (東福寺 京都市東山区)

六波羅蜜寺再興勸進状 1巻 諸国大名寄進録 2巻

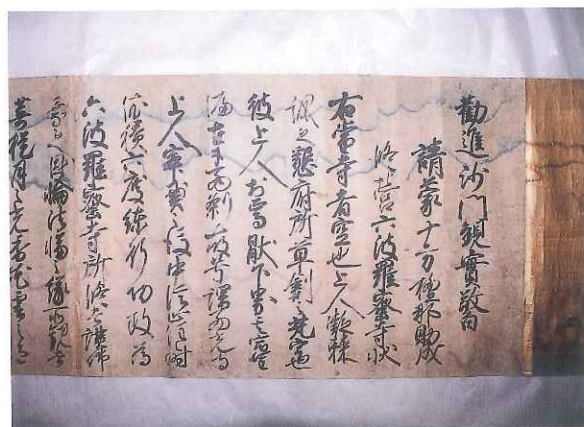
六波羅蜜寺は西国三十三所観音霊場第十七番札所として古くから人々の信仰を集めてきました。

本勸進状は、貞治2年(1363)3月、沙門観実が当寺の由緒並びに本尊観音菩薩、地藏菩薩の靈験を説き、同寺修営のために十方檀那に助成を請うたものです。上方に藍、下方に紫の打曇をほどこした装飾料紙を用いています。

2巻ある諸国大名寄進録は、一方が貞治2年2月16日から10月28日まで、他方が同4年9月晦日から5年10月10日までのもので、勸進に応じた諸国武将が同寺に馬、剣などを寄進した文書を成巻したものです。

本品は、南北朝時代に再建された現本堂の勸進造営活動の実態が窺える史料として貴重です。

勸進状 縦33.7cm 横380.1cm



指定 六波羅蜜寺再興勸進状
(六波羅蜜寺 京都市東山区)

くろだこふんしゅつどひん
黒田古墳出土品 一括

園部盆地西部に位置する黒田古墳は、全長約52を測る前方後円墳です。平成2年の発掘調査で、銅鏡1面、管玉6点、鉄鏃24本、長楕円形鉄製品1点、木棺残欠1点及び土師器が出土しました。

なかでも注目されるものは銅鏡1面（直径12.2cm）です。この銅鏡は、S字状の胴部の両側に龍頭をつけたいわゆる「双頭龍文」を内区に配するため、^{そうとうりゅうもんきやう}双頭龍文鏡と呼ばれます。この鏡は、その形制から2世紀に中国（後漢中期）で制作されたものと考えられます。双頭龍文鏡は、国内では他に14例出土していますが、完形に近く出土したものとしては、本鏡は最も古い双頭龍文鏡であり、鏡研究上に貴重です。本出土品は、古墳時代前期の南丹波地域の歴史を考える上で重要な資料といえます。

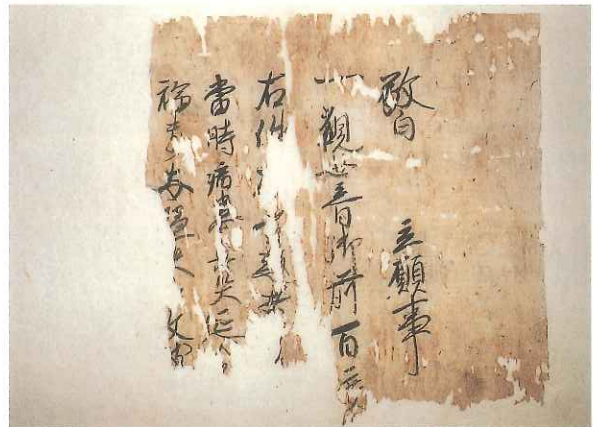


指定 黒田古墳出土品（双頭龍文鏡）

（園部町）

もくぞうこんごうりきしりゅうぞう たんばありきほかがんもん
木造金剛力士立像 2 軀 附丹波有木他願文 4 通

美山町歓楽寺の木造金剛力士立像2軀は、鎌倉時代前期に制作された優品として、府指定有形文化財に指定されていました。平成5年度から8年度にかけて保存修理を実施したところ、阿吽両像の足柄から墨書銘が発見され、また吽形像の左裾^{あうん}裾^{あうん}知ぎ目の間から複数の願文が発見されました。墨書銘は、寛元4年（1306）9月20日に福信房慶範が野々村庄（現美山町西部）内を勧進して、「歓楽寺仁王」を彩色した旨が記されていました。願文はいずれも一部を欠失しますが、鎌倉時代後期の文書4紙4通分が確認されました。病氣平癒を祈願した文面がみられ、歓楽寺の如意輪観音像が病氣平癒の靈験あらたかな像として信仰を集めていたことが窺われます。この結果、足柄墨書銘により指定名称を変更し、文書4通を指定の附としました。



追加指定 附丹波有木他願文

（歓楽寺 美山町）

もくぞうせんじゅかんのりゅうぞう しょうげん4ねんしゅうぞうかんじんけちえんがんもん
木造千手観音立像 1 軀 附承元四年修造勧進結縁願文他 3 通

柳谷観音として信仰を集める、長岡京市楊谷寺の木造千手観音立像は、典型的な藤末鎌初の作例として府指定有形文化財に指定されていました。平成8年度から9年度にかけて保存修理を実施したところ、像内から古文書類が発見されました。1通は、承元4年（1210）10月18日に柳谷観音修造奉加のための結縁願文と結縁者による銭・米等の奉加状です。1通は10月12日に大原野から勧進を始めた際の奉加状で、銭1文から10文まで広く民衆から奉加をうけたことが知られます。1通は長方形の切紙に戒名等を記したものです。

これらの古文書から、本像が楊谷寺本尊として制作され、鎌倉時代前期に近郷の民衆からの募縁によって修理が行われた様子が判明します。よって、これらの文書を指定の附としました。



追加指定 附承元四年修造勧進結縁願文

（楊谷寺 長岡京市）

＝無形文化財＝

かみがたまい いのうえりゅう
上方舞 (井上流)

上方舞は、江戸で完成された歌舞伎舞踊に対し、京都、大坂で発達した座敷舞です。江戸の舞踊が踊を基礎とするのに対し、上方舞は舞を基本に展開しており、宮中に伝えられた御殿舞を源流として、能の舞を優雅にくずし、これに人形振や歌舞伎舞踊の技法を取り入れた座敷舞として発達してきました。能を男舞とすれば、上方舞は女舞の位置にあります。

上方舞のうち、京都で成立したものを一般的に京舞と呼んでいます。京都には井上流、篠塚流、吉村流などがありましたが、明治時代末頃篠塚流が衰え、吉村流は大阪に移ったりしたため、今日では京舞といえば専ら井上流をさすようです。大阪には山村流や榎茂都流、小川流などがあり、これらを総称して上方舞と呼んでいます。

井上流は、江戸時代後期、井上サトが一流をたてて、井上八千代を名乗ったことに始まります。表現を内に秘め、できるだけ描写を要約する本行舞を特色としています。女性の持つ柔らかさを基本に、能の影響から力強い中にも品格の高さを保持した舞といえます。

原田かづ子（芸名・井上かづ子）さんと弘田正枝（芸名・井上政枝）さんは、ともに幼少期に現在の4世井上八千代に入門しました。高等女学校卒業後は4世の内弟子となって舞一筋に精進し、名取となりました。ともに昭和29年から八坂女紅場学園祇園女子技芸専門学校の教師となり、現在まで後進の指導に当たっています。また2人で昭和38年に椿会を結成、自らの技芸の向上と公開に務めており、大きな成果を見せています。ともに井上流を代表する舞踊家で、さらなる活躍が期待されています。

＝無形民俗文化財＝

あすかじ かんじょうなわぎょうじ
飛鳥路の勧請縄行事

相楽郡笠置町の飛鳥路区では、毎年1月7日、天照御門神社で勧請縄行事が行われています。勧請縄は、長さ約30mと12mのものを2種類作ります。また縄とともに、わら製の男根、女陰、ケサ1対、ナベツカミ1対、サントク、木製農具（鋤、鍬、鎌）のミニチュアなど各種のツクリモノも作ります。ケサは水引を模したもので、清めの意味があるといえます。

縄作りの一方で村の長老は、神社前のトンドバ



指定 上方舞(井上流)保持者 原田かづ子さん



指定 上方舞(井上流)保持者 弘田正枝さん



登録 飛鳥路の勧請縄行事 (布目川にかけられた勧請縄)
(笠置町)



登録 飛鳥路の勧請縄行事 (鬼の的を射るところ)
(笠置町)

ヤシで青竹を割って祭壇を作ります。それから7本の矢を作り、矢の端部に東西南北天地人と1文字ずつ墨書した半紙をはさみ、次々に文字通りの方向に矢を放ち最後に人の矢で鬼の的をめがけて射ます。この行事をヤマノカミと呼んでいますが、これは山仕事の安全をお祈りするのだといひます。縄作りが完成すると集落西部を南北に流れる布目川まで運びます。太い縄は川にかける途中に作っておいたツクリモノをぶらさげ、布目川の本流に、細い縄は一定の間隔で御幣をつけて支流にかけます。縄を掛け終わると2本の縄をくくりつけた大木の根元にお供えをし、区の安全をお祈りします。

南山城地域には勧請縄行事が濃密に分布していますが、そうした中で飛鳥路では、勧請縄に様々なツクリモノをぶらさげるところに特徴があり、勧請縄と並行して山仕事の安全を祈るという奉射も行われるなどの内容を備えており、資料的価値が高く貴重です。

かみおとみ でんがく
上乙見の田楽

和知町上乙見にある熊野神社では、毎年10月10日の祭礼に、上乙見と下乙見の両区で田楽が行われています。

田楽の構成は、踊り子10人、笛1人、太鼓1人の合計12人で、氏子男子のうち上乙見から8人、下乙見から4人が当たります。いずれも紋付、羽織、袴をつけ、野菊を襟首に挿し、足は裸足です。用意を整え、本殿から楽器を受け取ると社務所横の広場に進み田楽が始まります。ビンザサラを持つ踊り子10人は円陣を作り、円の中心には笛と太鼓が入ります。太鼓はしゃがんで地面に太鼓を置き、片手でこれを打ちます。笛と太鼓は合図方とも呼ばれます。

踊は、尋取り、^{ひろど} 肱、^{ひじ} 息の3曲です。いずれもビンザサラを担ぐように振り上げ3歩進んでは止まって目の高さへ上げる所作をとります。息ではビンザサラは円の外側を向いてしゃがみ、左の袖口で鼻を覆う所作もあります。3曲踊ると田楽が1回終了で、1回目は氏神熊野神社に、以下同じ場所で7回、合計8回同じ踊を繰り返しますが、それぞれ八幡、愛宕、行者、金比羅、不動、山の神へ奉納するのだといひます。その後、本殿に楽器を返すとすべて終了です。

上乙見の田楽は、中世に流行した田楽^{おどり}躍の系譜をひくもので、芸態は丹波に特有な輪舞する形式です。他には見られない大型のビンザサラを使用するなど注意すべき点もあり、資料的な価値が高く貴重です。



登録 飛鳥路の勧請縄行事（縄づくり）（笠置町）



登録 上乙見の田楽（全景）（和知町）



登録 上乙見の田楽（ビンザサラをもつ踊り子）（和知町）



登録 上乙見の田楽（楽器を受け取る場所）（和知町）

おくえぼら ねりこみ
奥榎原の練込

福知山市奥榎原では、榎原神社の10月最終日曜日の祭礼に、3年に1度練込が奉納されています。練込は、オウドとも呼ぶ大太鼓打ち1人、締太鼓打ち2人、音頭方大勢（10人程度）、笛方数人に、屋台引き3人で構成されます。大太鼓打ちは20歳前後の青年、締太鼓は中学生男子が務めることになっており、かつては長男の役でした。音頭と笛は壮年の役で、音頭は五色の色紙を巻いた杖を持ちます。

芸能は、音頭に合わせて大太鼓と締太鼓を打つものですが、所作としては、大太鼓打ちは屋台に積んだ大太鼓を音頭の1節ごとに2つ打つのが基本で、音頭の後半では後ろに大きく足を踏み出し手を伸ばしてバチを回してはまた太鼓打ちに戻ります。締太鼓は手を高くあげて長いバチの先端で太鼓を叩き、これも音頭の後半で大きく後ろに踏み出し、上に向かって長いバチを交差させ、また振り返り最初の打ち方に戻るといふものです。音頭は5節ですが、音頭の進行に合わせて節ごとに同じ所作の繰り返しとなります。

練込と呼ぶ芸能は、福知山市内には牧の練込太鼓などいくつか存在しますが、これらは、多人数で1つの大太鼓を順番に打ちめぐる芸能で、3人が巴にからみつつ一定の所作をとりながら太鼓を打つ奥榎原とは異なっています。奥榎原の練込は福知山周辺では他に類例のない芸能で、資料的な価値が高く貴重です。

＝史跡名勝天然記念物＝

くろだこふん
黒田古墳（史跡）

黒田古墳は、園部町黒田に所在する、全長約52メートルと推測される前方後円墳です。古墳上からは、園部盆地西半部の平地を眼下に見下ろすことができます。

調査は、園部町教育委員会によって平成2年に行われ、後円部から長辺約10メートルを測る大きな埋葬施設が見つっています。この埋葬施設からは、木管材の一部や、舶載の双頭龍文鏡1面、管玉6点、鉄鍬24本などが出土しています。また、土師器の二重口縁をした壺形土器が見つっていますが、葺石や埴輪は検出されていません。墳形は、後円部が楕円形を呈し、前方部についてはいわゆるバチ状に開く形態を成しています。

こうした調査結果から、この古墳は、京都府の南丹波地域でも最も古くに位置付けられる前方後円形の首長墓と考えられ、この地域の古墳時代のはじまりを考える上で重要なものです。



登録 奥榎原の練込（大鼓打ち）（福知山市）



登録 奥榎原の練込（全景）（福知山市）



指定 黒田古墳（東から後円部を望む）（園部町）



指定 黒田古墳（後円部頂の解説版）（園部町）

現在は、墳丘に芝が張られ、埋葬施設の調査状況などを判り易く解説した説明板が後円部中央に設置されるなど、園部町により整備がなされ、訪れる人に古代の息吹を伝えています。

＝文化財環境保全地区＝

かんのんじぶんかざいかんきょうほぜんちく
観音寺文化財環境保全地区

観音寺は、補陀落山観音寺と号する高野山真言宗の寺院で、福知山市の東方、由良川左岸の小高い丘陵の北麓に位置します。

現在の本堂は、天明4年(1784)の建立で、近世丹波の代表的な仏堂として平成6年2月18日に京都府指定有形文化財に指定されています。

境内は、北向きに総門を開き、参道が南の山手に向かって直線上に伸びています。その参道の先の平坦地に、本堂など主要伽藍を構え、奥の山手に向かって境内樹林が続きます。本堂周辺には、樹齢150～200年と推定されるスギやヒノキの大木があり、山手の樹林は、植林されたヒノキやスギ、またアカマツの二次林などで構成されます。

この観音寺の境内は、山手に直線上に伸びる参道と、中段の主要伽藍、その奥に続く山林によって特徴的な寺院景観を構成し、それら諸要素が複合して優れた寺院環境を保ち、本堂等の文化財の保全を図る上で欠かせないものとなっています。



決定 観音寺文化財環境保全地区 (遠景) (福知山市)



決定 観音寺文化財環境保全地区 (観音寺本堂) (福知山市)

— 京都府指定登録文化財等の保存修理事業 —

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例(昭和56年府条例第27号)に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行なう修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護・活用等に必要な指導を行なっています。

ここでは、平成9年度に行なった京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

事業別補助事業額の一覧

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	10	68,605	32,369
②建造物防犯防災施設設置事業	5	50,677	23,017
③美術工芸品保存修理事業	4	22,223	10,422
④無形文化財保存事業	1	1,433	700
⑤選定保存技術事業	1	986	492
⑥文化財環境保全地区保存事業	3	11,910	3,000
⑦防災対策(地震対策)事業	1	20,000	10,000
計	25	175,834	80,000

＝各補助事業の概要＝

①建造物保存修理事業

建造物、特に木造の建造物を文化財としての価値を失うこと無く保存していくには、日常的な管理のほかに一定の周期で修理を行なう必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理などがあり、破損の程度によって、行なう修理は異なります。

須田家住宅（向日市）では、7か年にわたって解体修理を実施してきました。建物は、西国街道が愛宕街道と分岐する角地に位置し、かつては醤油の製造を営んでいた商家で、この地域を代表する町屋です。今にいたるまでに改造を受けた建物は、修理によって江戸時代に建てられた頃の姿に復原されました。今でも賑やかな通りを往来する人々に、昔を彷彿とさせてくれます。



須田家住宅建造物保存修理事業

②美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの弱い材質で作られているものが多く、保存のためには、それぞれの材質の保存状態に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。また、火災や盗難から保護するために、自動火災報知機設備や取蔵庫の建設も必要となります。

常念寺（加茂町）の木造十王坐像ほか13躯は、文明6～8年（1474～76）に南都富士山仏所の春賀という人物によって作成されたものです。本体矧ぎ目の緩み、表面彩色の剥落がみられたために、寄木造りの仏像を一度解体し、腐朽部の補修や、彩色の剥落止めを行ない、緩みを締め直しながら部材を組み直す、解体修理を行ないました。



木造十王坐像ほか13躯美術工芸品保存修理事業

③無形文化財保存事業

無形文化財には、演劇、音楽、工芸技術などがあります。いずれも伝統的な技芸という無形の技ですが、特に演劇、音楽などの芸能は、動きを伴うこともあって、現われては消えていくという時間の連続で、その時間、その場所を共有しないと確認できないという制約がありますが、工芸技術は最後には作品という形で残るところに大きな違いがあります。

黒谷和紙は、綾部市黒谷で伝承される手すき和紙です。伝承者の減少と高齢化という問題に直面しているため、昨年同様後継者養成事業を行いました。



黒谷和紙無形文化財保存事業

④選定保存技術保存事業

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のことを選定保存技術と呼んでいます。

雅楽管楽器製作修理は、重要無形文化財の雅楽をはじめとした芸能の存続を決定する重要な技術です。

山田全一氏は、三管と称される^{しょう ひちりき りゅうてき}笙、篳篥、龍笛をはじめ、^{こまぶえ}高麗笛、^{かくらぶえ}神楽笛などあらゆる管楽器の製作修理に精通しています。今回は、保持する技術をさらに錬磨する事業を行いました。



雅楽管楽器製作修理選定保存技術保存事業

⑤文化財環境保全地区保存事業

京都府独自の文化財保護制度として、文化財環境保全地区の決定があります。これは、京都府が指定・登録した有形文化財または記念物の保存のために、周辺のある一定の区域を文化財環境保全地区として定め、文化財と一体となった周辺環境の保全を図るものです。

武内神社文化財環境保全地区（精華町）は、山の尾根先の小高い所に鎮座する本殿を中心に樹木が生い茂り、良好な境内景観を残しています。本殿前方の^{すまべい}透塀が傷んでいたため、従来の古い形式に倣い整備して、文化財環境の保全を図っています。



武内神社文化財環境保全地区保存事業

⑥建造物防災施設事業

木で造られたものが多い文化財建造物を火災から守るためには、早期発見、初期消火、延焼防止などの対応が欠かせません。このために、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要となります。また不審者の侵入を防ぐために、防犯設備を設置する場合があります。

知恩寺（左京区）は、学生たちの行き交う百万遍に位置し、広い境内には御影堂をはじめとする数多くの文化財建造物があります。万一の出火の際に速やかに火災を発見できるように、主要伽藍をはじめとする境内の各建物に自動火災報知設備を設置しました。



知恩寺建造物防災施設事業

⑦文化財等防災対策事業

大震災の際の教訓を今後にかして、文化財の防災施設を強化し、大きな地震にも破損せずに使用できる消火用の貯水槽の設置を推進することは、地震から文化財を守るために重要な事業です。

松村家住宅（福知山市）では、貯水槽を建設して消火栓を設け、自動火災報知設備や避雷針を設置するなどの総合的な防災計画を進めています。

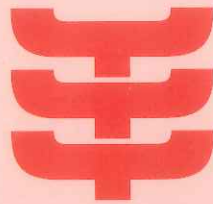


松村家住宅文化財等防災対策事業

正 誤 表

下記個所に誤字がありましたのでご訂正願います。

個 所	誤	正
14ページ 京都府指定・ 登録市町村別 件数一覧表	井出町	井手町
15ページ 市町村の文化 財保護条例に よる指定文化 財件数一覧表	井出町	井手町



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.16 守り育てようみんなの文化財

発 行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901